

# 熊本県公報

第11693号  
平成20年5月14日(水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 特定計量器定期検査の実施に伴う告示……………(産業支援課) 1
- 阿蘇都市計画下水道事業計画変更認可……………(下水環境課) 2
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(高齢者支援総室) 2
- 水位情報周知河川及び水防警報河川の指定……………(河川課) 2
- 河川区域の指定……………( ) 4
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 4

**公 告**

- 土地改良区の解散認可……………(農村計画・技術管理課) 4
- 開発行為工事完了公告……………(建築課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 5

**登 載 依 頼**

- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催……………(健康危機管理課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第485号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、水俣市、葦北郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。  
平成20年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
芦北町	平成20年6月16日	午前10時から午後3時まで	芦北町農村環境改善センター	非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
芦北町	平成20年6月17日	午前10時から正午まで	JAあしきた吉尾支所	
芦北町	平成20年6月17日	午後1時半から午後3時まで	芦北町 大野出張所	
芦北町	平成20年6月18日	午前10時から午後11時半まで	芦北福祉センター	
芦北町	平成20年6月18日	午後1時から午後3時まで	芦北町 社会教育センター	
芦北町	平成20年6月19日	午前10時から午後3時まで	芦北町 社会教育センター	
津奈木町	平成20年6月23日	午前10時から午後4時まで	農業就業改善センター	
水俣市	平成20年6月24日	午前10時から正午まで	水俣市 愛林館	
水俣市	平成20年6月24日	午後1時半から午後3時まで	JAあしきた 東部支所	
水俣市	平成20年6月25日	午前9時から正午まで	湯の鶴温泉保健センター	
水俣市	平成20年6月	午後1時半から	水俣市総合体育館	

	25 日	午後 4 時まで	
水俣市	平成 20 年 6 月 26 日	午前 9 時から午後 4 時まで	水俣市総合体育館
水俣市	平成 20 年 6 月 27 日	午前 9 時から午後 2 時半まで	水俣市総合体育館

## 2 所在場所検査

実施 期 日	実 施 場 所
平成 20 年 7 月 14 日から 平成 20 年 7 月 25 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

## 熊本県告示第 486 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 阿蘇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 阿蘇都市計画下水道事業阿蘇公共下水道
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
昭和 57 年熊本県告示第 621 号、昭和 61 年熊本県告示第 370 号、平成 2 年熊本県告示第 659 号、平成 6 年熊本県告示第 223 号及び平成 16 年熊本県告示第 282 号の事業地に阿蘇市黒川甲字東大門、字西大門、字古閑及び字原の上並びに黒川丙字黒川、字善応寺、字園田、字松の本、字走り落、字年の神、字上堀の口及び字宇土原を加え、阿蘇市黒川甲字天神尾、字西中原、字東中原、字山下及び字堂床並びに内牧字下町、字砂原、字宝仙向、字中番出及び字西成川並びに小里字小路、字下ノ原及び字淵の上を変更する。
- 4 事業施行期間 昭和 57 年 6 月 10 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

## 熊本県告示第 487 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
小屋迫医院 上益城郡甲佐町岩下 96 番地 1	医療法人社団秀誠会	平成 20 年 4 月 30 日

## 熊本県告示第 488 号

水防法第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定により水位情報周知河川及び水防警報河川を次のとおり指定する。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 河川名 二級河川浦川  
(2) 指定区間 左岸：増永川合流点から海まで  
右岸：増永川合流点から海まで
- 2 (1) 河川名 二級河川菜切川  
(2) 指定区間 左岸：川登川合流点から海まで  
右岸：川登川合流点から海まで
- 3 (1) 河川名 二級河川行末川  
(2) 指定区間 左岸：玉名市岱明町大字大野下 1734 番の 1 地先の二又橋上流端から海まで  
右岸：玉名郡長洲町大字折崎 857 番地先の二又橋上流端から海まで
- 4 (1) 河川名 一級河川白川  
(2) 指定区間 左岸：両併川合流点から渋谷川合流点まで  
右岸：両併川合流点から渋谷川合流点まで
- 5 (1) 河川名 一級河川矢形川

- (2) 指定区間 左岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木の九州縦貫自動車道矢形川橋まで  
右岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木の九州縦貫自動車道矢形川橋まで
- 6 (1) 河川名 二級河川 八間川  
(2) 指定区間 左岸：八代郡氷川町大野字中ノ間 890 番の 2 地先の国道 3 号から八代郡氷川町網道字五七番割 867 番の 4 地先の県道八代不知火線まで  
右岸：八代郡氷川町高塚字一町田 1534 番地先の国道 3 号から八代郡氷川町網道字五六番割 854 番の 10 地先の県道八代不知火線まで
- 7 (1) 河川名 二級河川 鏡川  
(2) 指定区間 左岸：八代市鏡町下有佐字桑本の県管理上流端から海まで  
右岸：八代市鏡町下有佐字桑本の県管理上流端から海まで
- 8 (1) 河川名 二級河川 水無川  
(2) 指定区間 左岸：八代市妙見町字寺山 2522 番の 8 地先の県道橋中宮橋上流端から八代市古閑浜町字産島 3758 番の 6 地先の県道橋産島橋下流端まで  
右岸：八代市妙見町字中宮 2520 番の 1 地先の県道橋中宮橋上流端から八代市古閑浜町字産島 3758 番の 2 地先の県道橋産島橋下流端まで
- 9 (1) 河川名 二級河川 二見川  
(2) 指定区間 左岸：八代市二見本町字札ノ元 1434 番の 1 地先の町道橋上流端から海まで  
右岸：八代市二見赤松町字赤松 41 番の 1 地先の町道橋上流端から海まで
- 10 (1) 河川名 二級河川 田浦川  
(2) 指定区間 左岸：葦北郡荻北町大字田浦字鶴田 3302 番の 2 地先の田平橋上流端から海まで  
右岸：葦北郡荻北町大字田浦字田平 1731 番の 2 地先の田平橋上流端から海まで
- 11 (1) 河川名 二級河川 小田浦川  
(2) 指定区間 左岸：葦北郡荻北町大字小田浦字野添の無名橋上流端から海まで  
右岸：葦北郡荻北町大字小田浦字山口の無名橋上流端から海まで
- 12 (1) 河川名 二級河川 湯の浦川  
(2) 指定区間 左岸：葦北郡荻北町大字大川内字村前 3070 番の 2 地先の元大川内橋上流端から海まで  
右岸：葦北郡荻北町大字大川内字大丸 955 番の 1 地先の元大川内橋上流端から海まで
- 13 (1) 河川名 一級河川 湯山川  
(2) 指定区間 左岸：大平川合流点から球磨郡水上村大字湯山字下馬場の国道 388 号桜大橋下流端まで  
右岸：大平川合流点から球磨郡水上村大字湯山字下馬場の国道 388 号桜大橋下流端まで
- 14 (1) 河川名 二級河川 大宮地川  
(2) 指定区間 左岸：碓石川合流点から海まで  
右岸：碓石川合流点から海まで
- 15 (1) 河川名 二級河川 流合川  
(2) 指定区間 左岸：須駄道川合流点から海まで  
右岸：須駄道川合流点から海まで
- 16 (1) 河川名 二級河川 内野川  
(2) 指定区間 左岸：山浦川合流点から海まで  
右岸：山浦川合流点から海まで
- 17 (1) 河川名 二級河川 今富川  
(2) 指定区間 左岸：天草市河浦町今富 3081 番の 1 地先の片白橋上流端から海まで  
右岸：天草市河浦町今富 2932 番の 1 地先の片白橋上流端から海まで
- 18 (1) 河川名 二級河川 下津深江川  
(2) 指定区間 左岸：下山川合流点から海まで  
右岸：下山川合流点から海まで
- 19 (1) 河川名 二級河川 今泉川  
(2) 指定区間 左岸：上天草市松島町今泉 1824 番の 1 地先の国道 324 号無名橋 2 号上流端から海まで  
右岸：上天草市松島町今泉 582 番の 1 地先の国道 324 号無名橋 2 号上流端から海まで
- 20 (1) 河川名 二級河川 河内川

- (2) 指定区間 左岸：阿草河内川合流点から海まで  
右岸：阿草河内川合流点から海まで
- 21 (1) 河川名 二級河川松原川  
(2) 指定区間 左岸：天草郡苓北町坂瀬川 2956 番の 4 地先の県道橋花園橋上流端から海まで  
右岸：天草郡苓北町坂瀬川 1050 番の 1 地先の県道橋花園橋上流端から海まで
- 22 (1) 河川名 二級河川上津深江川  
(2) 指定区間 左岸：洋平川合流点の県管理上流端から海まで  
右岸：洋平川合流点の県管理上流端から海まで
- 23 (1) 河川名 二級河川志岐川  
(2) 指定区間 左岸：天草郡苓北町志岐 1536 番の 2 地先の町道橋から海まで  
右岸：天草郡苓北町志岐 2712 番の 1 地先の町道橋から海まで

**熊本県告示第 489 号**

二級河川坪井川水系掘川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項第 3 号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県菊池地域振興局土木部維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

次の図面の茶色及び水色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の区域以外の区域  
(図面省略)

**熊本県告示第 490 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字下梶原 4257 の 10、4263 の 31  
2 指定の目的 水源のかん養  
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告****熊本県公告第 354 号**

阿蘇市に事務所を置く赤仁田土地改良区理事長工藤一雄から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定に基づき平成 20 年 5 月 2 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 355 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字笹原 2000 番 5、同 2000 番 7、同 2000 番 1589 及び同 2000 番 1362  
9,325.18 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市御代志 868  
上林工業株式会社

熊本市紺屋阿弥陀寺町 10  
千里殖産株式会社

**熊本県公告第 356 号**

天草市に事務所を置く河浦町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田 504 番地
理事	鶴田 道男	天草市河浦町今田 2348 番地
理事	平野 隆	天草市河浦町河浦 3361 番地
理事	濱崎 續	天草市河浦町久留 321 番地
理事	酒井 健一	天草市河浦町久留 2138 番地
理事	山下 健児	天草市河浦町路木 3075 番地 3
理事	木浦 康男	天草市河浦町崎津 1162 番地 2
理事	平方 榮生	天草市河浦町今富 5490 番地
理事	武内 正俊	天草市河浦町立原 1264 番地
理事	福田 益雄	天草市河浦町新合 2862 番地
理事	崎元謹一郎	天草市河浦町宮野河内 719 番地
理事	橋本 正寛	天草市河浦町宮野河内 628 番地
監事	川寄 富人	天草市河浦町河浦 413 番地 1
監事	小松 信男	天草市河浦町宮野河内 1395 番地 2
就任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田 504 番地
理事	森田 哲雄	天草市河浦町崎津 907 番地 2
理事	鶴田 道男	天草市河浦町今多 2348 番地
理事	登 元生	天草市河浦町河浦 5690 番地
理事	大友 毅廣	天草市河浦町白木河内 401 番地
理事	山下 一幸	天草市河浦町久留 2925 番地
理事	山下 良一	天草市河浦町崎津 1110 番地 4
理事	中山 敬三	天草市河浦町今富 4164 番地
理事	小川 勝幸	天草市河浦町新合 173 番地
理事	田中 保	天草市河浦町新合 547 番地
理事	藤島 一良	天草市河浦町宮野河内 330 番地
理事	橋本 正寛	天草市河浦町宮野河内 628 番地
監事	山下 学	天草市河浦町河浦 1646 番地 18
監事	倉田 政和	天草市河浦町今富 680 番地 1

**登載依頼**

**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 1 号**

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 5 月 14 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 古 瀬 昭 夫

- 開催日時  
平成 20 年 5 月 21 日（水）

- 午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所  
熊本市東町 4-11-1  
熊本県健康センター 3 階会議室
  - 3 議題  
平成 20 年 4 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
  - 4 傍聴者の定員  
10 人
  - 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
（電話 096-333-2240）